別紙　１

**能代市における「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業所に集中している」と認められる場合について**

**【具体的に想定される内容】**

利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用した旨を記載した理由書(別紙１)の提出を受けている場合であり、かつ下記のアとイのいずれかのケースであることを想定しています。

ア　利用者または家族への特段の配慮が必要で、支援が困難な状況（※１）のため、**判定期間における認定の有効期間内の計画作成において、地域包括支援センターが実施するケア会議等（※２）で当該利用者の支援内容について意見・助言を受けており、当該事業所以外を利用することが困難である場合。**

**提出するもの：地域ケア会議で話し合われた内容の会議録**

イ　サービス提供にあたり、指示を受けた主治の医師との密接な連携を確保するために当該事業所以外を利用することが困難である場合。

**提出するもの：主治の医師の指示内容がわかるもの**

1. ケアプラン作成前において**利用者と主治の医師との調整により、サービス事業所の選定が既にされていた場合。**

例）リハビリ専門職員が配置される等のリハビリ機能が充実しており、入院先の医療機関で本人の状況に適した事業所をすでに選定しており、入院中から退院後の利用について当該事業所と連携をとっていた場合。

**提出するもの：主治の医師の指示内容がわかるもの**

1. 利用者の**在宅医療において必要不可欠な要素において、提供を受けることができる事業所が他にない場合。**

例）利用者の状況が予断を許さない状況であり、頻回の訪問サービスや急変時の緊急対応が必要なケースにおいて、当該事業所の設備や人員の配置等の体制が他の事業所と比べて十分整っていることが客観的に確認できる場合。

例）言語聴覚士によるリハビリが必要であるが配置されている事業所が限定されているなど、専門の手技等について当該事業所からしかサービス提供を受けることができないと確認できる場合。

例）たんの吸引等の行為を必要と認められる利用者について、たん吸引等の業務を行うための登録を受けている事業所が他にない場合。

**正当な理由に該当しない内容**

**●利用者の希望だけでは正当な理由とは認めません。**

**●利用者宅と事業所所在地の距離が単に近い等の理由も正当な理由とは認めません。**

**●集合住宅との併設事業所であること等をもってサービスの質が高い理由とすることは認めません。**

* **提出するものの他にすべてのケースにおいて、当該利用者のアセスメントシートおよびケアプラン（第１表から第４表、利用者へ交付したものの写し）を添付してください。**
* **令和３年６月１日より適用となります。**